

使用開始日 : 2013.03.29

# りそな・アクティブ・ジャパン

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそな・アクティブ・ジャパンの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年9月28日に関東財務局長に提出しており、平成24年9月29日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

## ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型投信	国内	株式	株式 一般	年1回	日本

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日: 1971年11月22日

資本金: 12億円(2012年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

1兆3,918億円(2012年12月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ○ファンドの目的

ファンドは、わが国の株式に投資を行い、信託財産の成長をはかることを目標として、積極的な運用を行います。

## ○ファンドの特色

### ① トップワン企業・オンリーワン企業等の株式に投資します。

●私たちに「快適・健康・安全」な生活を提供するトップワン企業、そして斬新なアイデアを活かして生活に密着したニュービジネスを創造するオンリーワン企業等、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に投資を行います。

#### ●トップワン企業とは…

高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供できる企業をいいます。

#### ●オンリーワン企業とは…

斬新なアイデアを活かし国民生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。

トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、**サービス、ヘルスケア、情報通信、デジタル家電、環境・福祉**の「生活大国日本」を担う5つのテーマを中心に注目します。

サービス

ヘルスケア

情報通信

デジタル家電

環境・福祉

### ② 徹底したボトムアップ・アプローチによって生の情報を収集・分析し、成長企業の発掘に努めます。

#### ボトムアップ・アプローチとは

企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を置いた投資手法の一つです。

ファンドでは、運用担当者による企業訪問等をベースに企業分析を行いますが、特に以下のようなポイントに重点を置いた情報収集に努めます。

- どのようなビジネスが私たちの生活を豊かにしてくれるのか
- そのビジネスに最も力を入れているのはどんな企業なのか
- 企業の商品・サービスがどれだけ私たちのニーズをとらえているのか

## ファンドの仕組み

<イメージ図>



◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

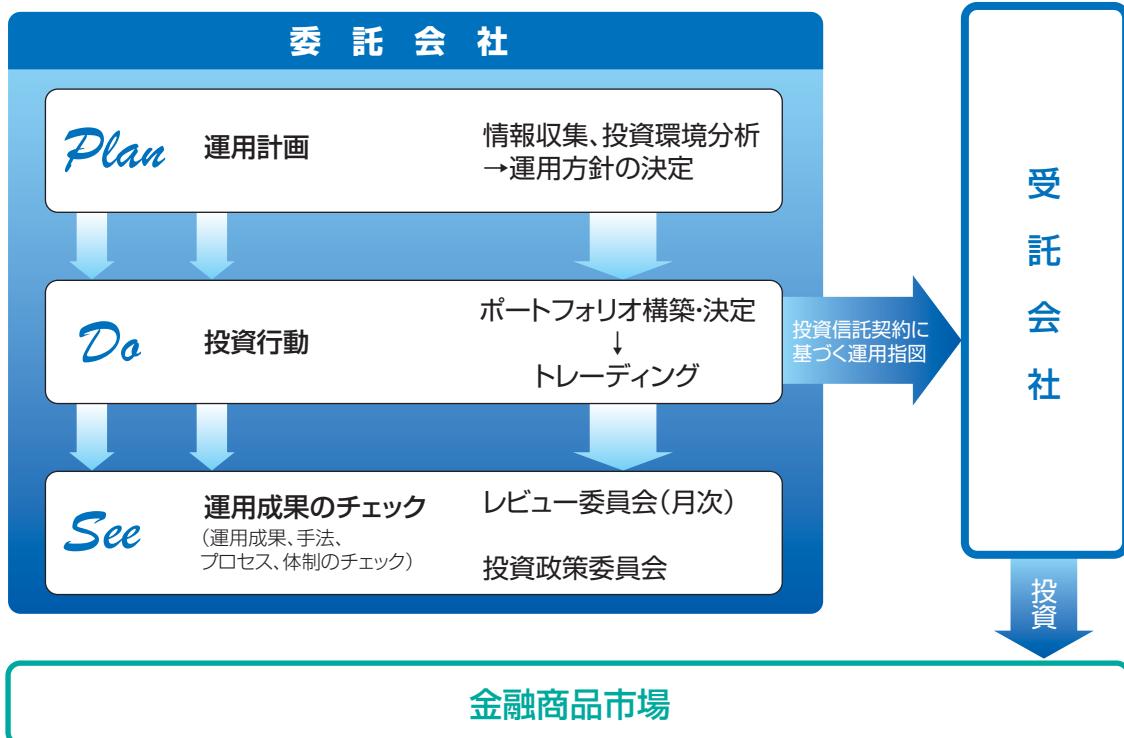
## ◎ファンドの運用体制

### ①投資戦略の決定および運用の実行

CIO(最高運用責任者)に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

### ②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



上記は本書作成日現在のファンドの運用体制です。ファンドの運用体制は変更されることがあります。

## ◎主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## ◎分配方針

◆毎決算時(毎年6月29日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

### ●分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

### ●分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

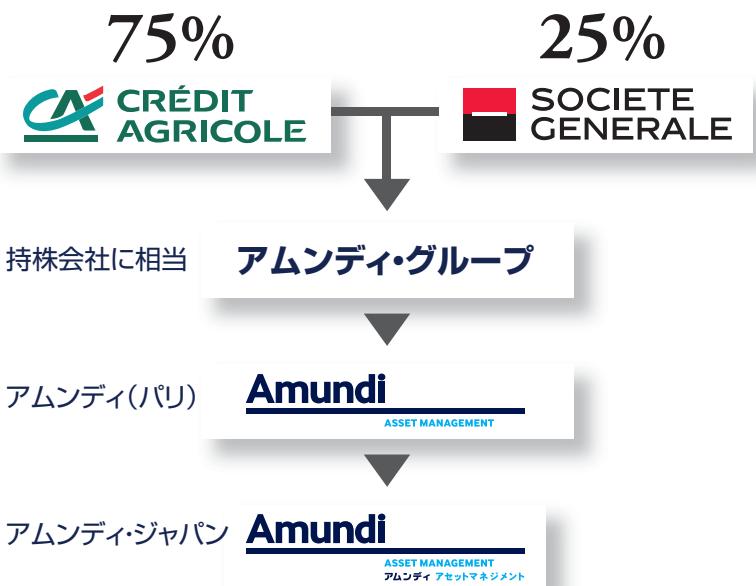
### ●留保利益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## アムンディ・ジャパンのご紹介

- アムンディ・ジャパン株式会社(以下、当社)は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント(株)、ソシエテジェネラルアセットマネジメント(株)が合併して2010年7月1日に誕生した運用会社です。
  - 当社は、フランス共和国パリに本拠を置くアムンディ・グループの日本拠点で、グループ中核会社であるアムンディの100%子会社です。アムンディは、2009年12月31日に誕生した欧洲有数の運用会社で、クレディ・アグリコル、ソシエテジェネラル両グループの運用会社を統合して設立されました。
  - アムンディ(Amundi)の由来は、アセットマネジメントの頭文字のAとM、ラテン語で「世界」を意味する“Mundi”を組み合わせた名前です。開かれた企業になるようにとの思いが込められています。
  - 当社の前身である、クレディ・アグリコル アセットマネジメント(株)、ソシエテジェネラルアセットマネジメント(株)は、日本の運用ビジネスにおいて長い経験と実績を有します。



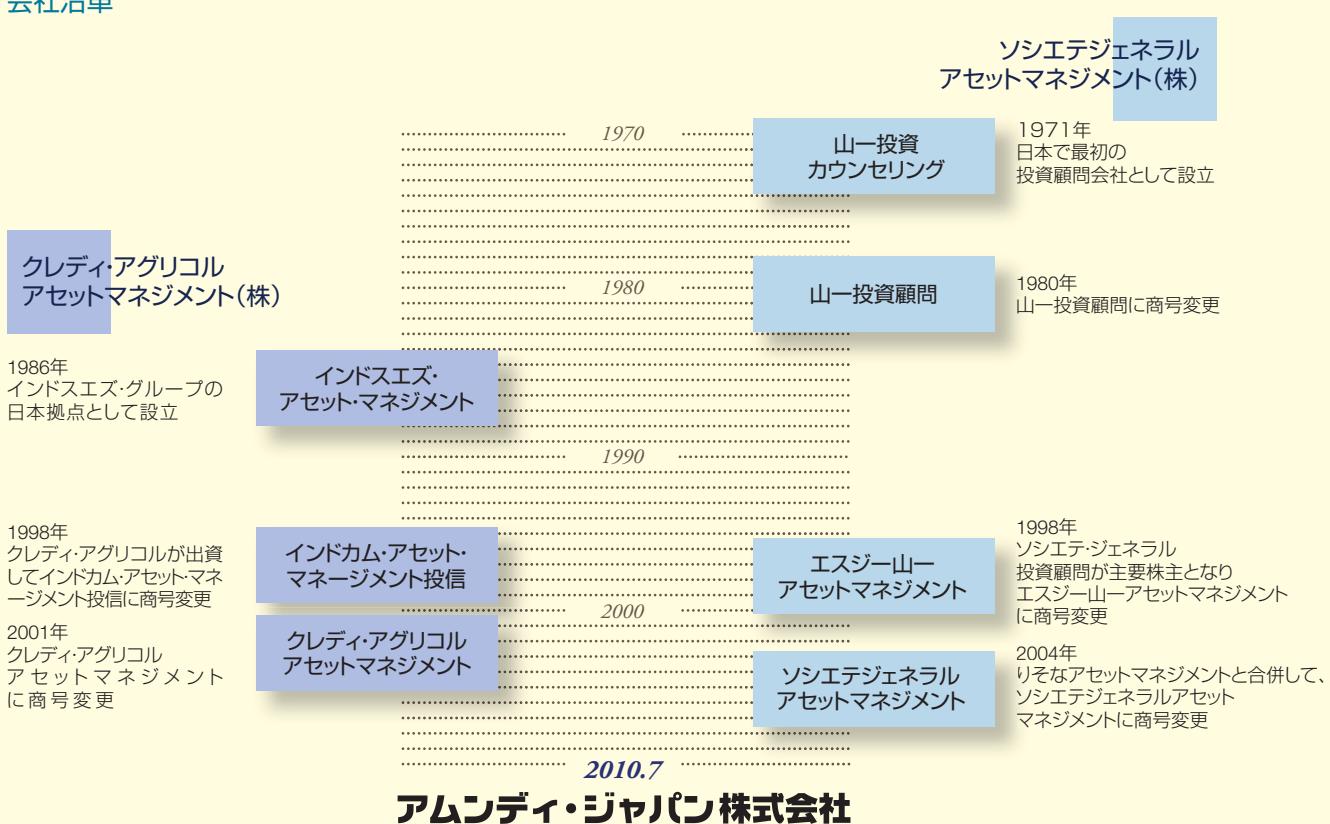
運用資産残高 2兆8,980億円\*

投資信託委託業の運用資産残高：1兆3,918億円

投資顧問業の運用資産残高 : 1兆5,062億円

\*2012年12月末現在。各契約資産合計には、重複資産（投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等）が一部含まれています。

会社沿革



# トップワン、オンリーワン企業に投資する魅力

## トップワン企業とは？

### トップワン企業とは？

高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供できる業界のトップランナー（リーディング・カンパニー）をいいます。

### なぜトップワン企業？

トップワン企業は、高い経営判断力、業界をリードする商品開発力等により、様々な環境が変化していく中でより高いマーケット・シェアを獲得し、現在の確固たる地位を築いています。競争力が高く、利益成長とともに株価上昇が期待できます。

## オンリーワン企業とは？

### オンリーワン企業とは？

新しい分野において、独自の技術力や斬新なアイデアを活かし、生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。

### なぜオンリーワン企業？

オンリーワン企業は、潜在的顧客ニーズをいち早くつかむ力とそれを実現する技術力を持つニュービジネスの創造者です。独自の分野において圧倒的な強みを有し、利益成長とともに株価の上昇が期待できます。

## ～オンリーワンからトップワンへ～

オンリーワン企業が独自のアイデア・技術力で開拓したマーケットが拡大する中で、トップワン企業へと成長することがあります。

将来のトップワン企業となるべく、オンリーワン企業を発掘します。

（トップワン企業が新たな分野に進出することでオンリーワン企業という位置づけになる場合もあります。）

オンリーワン企業

トップワン企業

# ファンドが投資する5つのテーマ

トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、「生活大国日本」を担う5つのテーマである「サービス、ヘルスケア、情報通信、デジタル家電、環境・福祉」を中心に注目しています。

\*5つのテーマは、「りそな・アクティヴジャパン」における定義です。

## サービス

サービスは、何らかの行為の提供により、相手に役立つことと定義します。

子育て支援サービスや消費者向け専門サービス、また小売り関連等があります。



## ヘルスケア

ヘルスケアとは、医療機関等による健康管理のことです。健康維持や予防医学に焦点を当て、日常的に行われるという特徴があります。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)や、無痛医療、予防医学関連等があります。



## 情報通信

情報通信とは、情報の伝達や処理・加工・提供にかかるサービスをいいます。大別してIT関連とメディア関連とに分けられます。

テレビでのインターネット通信や、インターネットでの通信販売、スマートフォンなどの携帯端末関連のサービス等があります。



## デジタル家電

デジタル家電とは、家電の中でもデジタル関連技術を用いたものをいいます。

電子書籍などハード機器の普及による新しいコンテンツの開発・提供や、新型情報端末による情報通信との融合等があります。



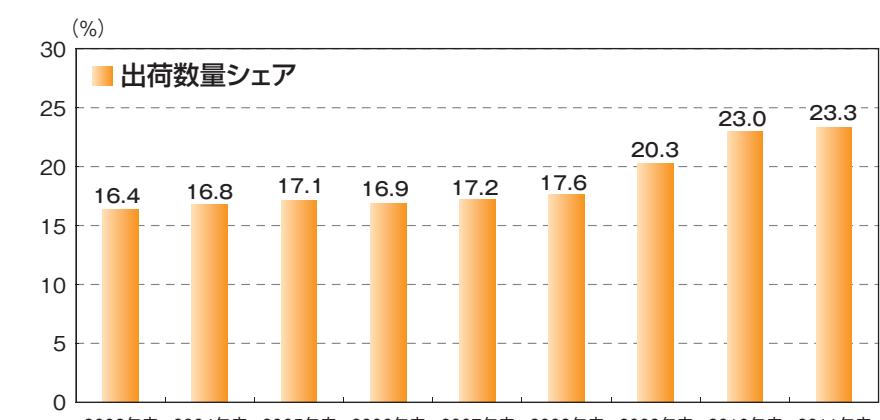
## 環境・福祉

環境は、私たちを取り巻く「家庭・社会・自然」のような外的な事を表します。広義における福祉は、「幸せ」や「豊かさ」を意味します。

地球温暖化対策、電気自動車の開発や、代替エネルギー開発等があげられます。また、今後の高齢化社会における介護政策や、リフォームを含む環境住宅の開発等があります。



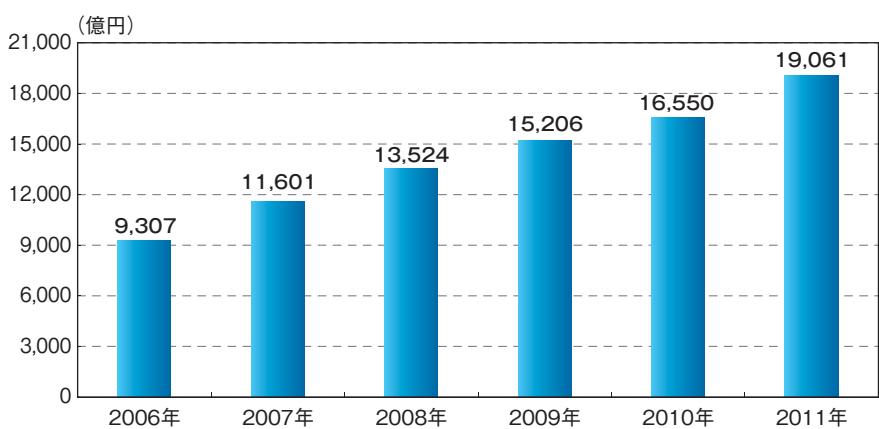
## 後発医薬品国内シェア推移



出所:日本ジェネリック製薬協会発表資料を基にアムンディ・ジャパン株式会社が作成。  
(原データ協会注記)2009年度より調査方法が変更となっています。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、新薬の特許期間が過ぎた後に販売される、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持つ医薬品のことです。後発医薬品の普及は、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に寄与することから、厚生労働省は後発医薬品の使用促進のための施策に取り組んでいます。

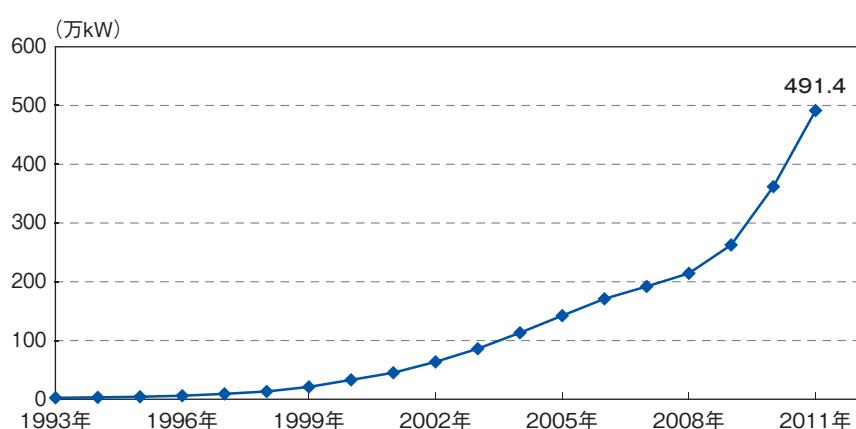
## モバイルビジネス関連市場推移



出所:総務省「モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」のデータを基にアムンディ・ジャパン株式会社が作成。

モバイルビジネス関連市場は、携帯電話・スマートフォンや小型パソコンといった携帯端末用の情報サービス関連市場のことです。今後も多種多様なコンテンツが開発されると見られており、機械端末やサービスなどの向上が期待できます。

## 太陽光発電の国内導入量(1993年~2011年)



有資源である石油や天然ガス等に代わる新たなエネルギー資源として、再生可能エネルギーの導入が注目されています。日本においても再生可能エネルギーの一つである太陽光発電の導入が年々増加しています。また、再生可能エネルギーは、福島第一原子力発電所事故後のエネルギー源構成の選択肢としても注目され、2012年7月から固定価格全量買取制度が導入されています。

出所:資源エネルギー庁「エネルギー白書2012」のデータを基にアムンディ・ジャパン株式会社が作成。

⚠️ 上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果などを示唆または保証するものではありません。

# 投資リスク

## ○基準価額の変動要因

ファンドは、主として国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により、社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されない場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。

市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### ④ 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響をおぼす場合があります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## ○その他の留意点

### ●ファンドの線上償還

ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(652,875,000口)を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

### ●換金および買取の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込の受付、および買取請求の受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ○リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

## ○基準価額・純資産の推移



\*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

\*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基 準 価 額	6,616円	純 資 産 総 額	1,933百万円
---------	--------	-----------	----------

## ○分配の推移

決算日	分配金
9期(2008年6月30日)	0円
10期(2009年6月29日)	0円
11期(2010年6月29日)	0円
12期(2011年6月29日)	0円
13期(2012年6月29日)	0円
設定来累計	6,400円

\*分配金は1万口当たり税引前です。

\*直近5期分を表示しています。

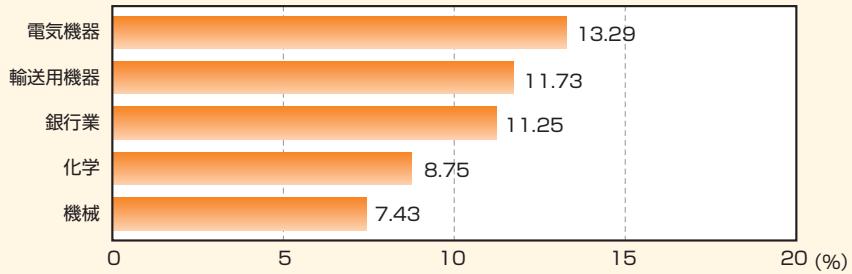
## ○主要な資産の状況

### 資産配分

	純資産比(%)
国内株式	95.75
現金等	4.25
合計	100.00

\*現金等には未払諸費用等を含みます。

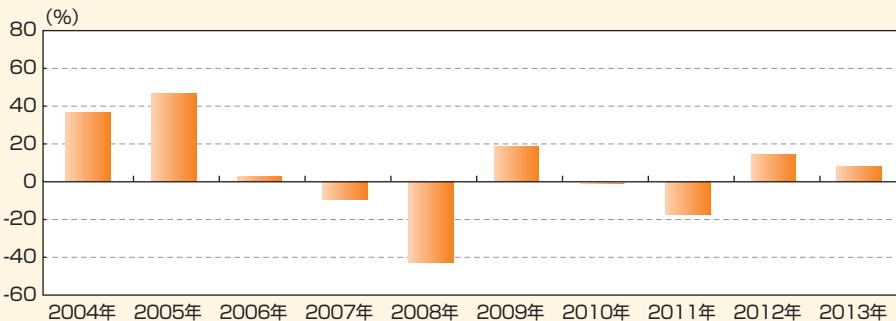
### 組入上位5業種



### 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	純資産比(%)		銘柄名	業種	純資産比(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.50	6	本田技研工業	輸送用機器	2.90
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.42	7	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.84
3	トヨタ自動車	輸送用機器	3.39	8	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	2.72
4	日本電産	電気機器	3.25	9	クボタ	機械	2.70
5	三井不動産	不動産業	2.92	10	小松製作所	機械	2.65

## ○年間收益率の推移



\*年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

\*ファンドにはベンチマークはありません。

\*2013年は年初から1月31日までの騰落率を表示しています。

## ○期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1ヶ月	8.00
3ヶ月	25.02
6ヶ月	29.67
1年	22.31
3年	1.86
設定来	8.52

\*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

\*上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

\*運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等

## ○お申込みメモ

購入単位	「一般コース」と「自動かいぞく投資コース」があります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として4営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成24年9月29日から平成25年10月1日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成11年6月30日)
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(652,875,000口)を下回った場合等または信託を終了させることができると投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則毎年6月29日です。 当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。

\*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

## ◎ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### <投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 本書作成日現在の料率上限は3.15%(税抜3.00%)です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

#### <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.500%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。			
	(信託報酬の配分) (年率)			
	販売会社ごとの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.735% (税抜0.700%)	0.735% (税抜0.700%)	0.105% (税抜0.100%)	
100億円超の部分	0.420% (税抜0.400%)	1.050% (税抜1.000%)	0.105% (税抜0.100%)	
(支払方法) 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。				
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。				
その他の費用・手数料	●信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。			
	●信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.00735%(税抜0.007%)を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。			
※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。				

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

◆上記は、平成25年1月現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

